

改正労働基準法施行前に知っておくべきこと

# 残業させるにもルールがあります

## 残業させるには36協定が必要

労働基準法では、法定労働時間を「1日8時間・1週40時間」と定めています。多くの企業において、法定労働時間以上の残業を必要としているのが実情です。

そのため、労働基準法第36条において、会社と従業員の間で「時間外労働に関する協定」（通称「36協定」）を結び、労働基準監督署へ届けることで、法定労働時間を超える残業と法定休日における休日労働を可能としています。

期間	限度時間	期間	限度時間
1週間	15時間	1か月	45時間
2週間	27時間	2か月	81時間
4週間	43時間	3か月	120時間
		1年間	360時間



※限度時間は、法定の労働時間を超えて延長することができる時間を示すものです。法定の休日労働を含むものではありません。

**「特別条件付きの36協定」を結ぶことで、限度時間を超えて残業をさせることが認められています。**

### 臨時的と認められる例

- 決算や予算策定業務
- ボーナス商戦等に伴う業務の繁忙
- 納期のひっ迫
- 大規模なクレームへの対応
- 機械のトラブルへの対応

### 臨時的と認められない例

- 使用者が必要と認めるとき
- 特に事由を限定せずに、業務の都合上必要なとき、業務上やむを得ないとき、業務繁忙のとき など



# 改正労働基準法では残業時間に上限を設定

改正労働基準法では、36協定の締結によって「1日8時間、1週40時間」の原則を超えて残業が可能となる時間の上限を、原則として「月45時間、年360時間」と法制化しました。

「特別条項付きの36協定」を結んだ場合でも、上限が年720時間までとされ、次の要件を満たす必要があります。

- ◎複数月（2・3・4・5・6か月）の平均で、いずれにおいても80時間以内（休日労働を含む）であること
- ◎1か月において月100時間未満（休日労働を含む）であること
- ◎月45時間を超えることのできるのは年6回を上限とする



## 36協定の記載例

様式第9号（第17条関係）

### 時間外労働 に関する協定届 休日労働

sample

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）			
金属製品製造業		東京局株式会社後楽支店			東京都後楽1-2-3（3456-7899）			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間	延長することができる時間 1日を超える一定の期間（配属日）			期間
					1日	1ヶ月 （毎月1日）	1年 （4月1日）	
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注・納期の変更	検査	15人	8時間	5時間	45時間	360時間	平成〇年4月1日から1年間
	臨時の受注・納期の変更	機械組立て	20人	8時間	5時間	45時間	360時間	
<small>（特別条項）ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときには、労使の協議を経て、1年間に6回を限度として1ヶ月60時間まで延長することができ、1年420時間まで延長することができる。1ヶ月45時間を超えた場合又は1年360時間を超えた場合の割増料金は30%とする</small>								
② 1年単位の定形労働時間制により労働する労働者	月末の決算事務	経理	2人	8時間	3時間	42時間	320時間	平成〇年4月1日から1年間
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期間
臨時の受注・納期の変更		機械組立て	20人	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末 年始	第一日曜日、第三日曜日 始業午前8時 終業午後5時			平成〇年4月1日から1年間

協定の成立年月日 平成〇年3月29日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法  
平成〇年3月30日

労働基準監督署長 殿

職名 検査係

氏名 山田太郎

職名 代表取締役

氏名 佐藤次郎

